

数量公開の説明書

工事名：山梨大学（医病）外来診療棟通院治療センター改修機械設備工事

1 数量公開とは

工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものを（以下「数量書」という。）を、入札参加者等に対し参考資料として公開、提供するものである。

2 提供する数量書について

【紙媒体により数量書を提供する場合】

数量公開にあたり提供する数量書は紙媒体とする。

【電子データにより数量書を提供する場合】

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- ① 「数量公開の説明書」PDF形式 ※本紙
- ② 「数量書」Microsoft Excel 形式
- ③ 「数量書」CSV 形式

3 数量の取扱いについて

数量書は、発注者の工事に関する積算の透明性、客観性、妥当性の確保とともに、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化に資するために効果、提供するものであり、文部科学省工事請負等契約規則（平成13年1月6日 文部科学省訓令第22号）別記第1号工事請負契約基準第1に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の数量を記載した明細書についても、同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事内訳標準書式（設備工事編）（統一基準）

(3) 数量書の数量

数量書における数量は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築数量積算基準（統一基準）
- ・公共建築設備数量積算基準（統一基準）

5 数量に対する質問について

(1) 本数量書に対して質問が有る場合においては、入札説明書の「○ その他」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。

なお、数量に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、入札説明書の「○ その他」に従い閲覧に供する。